

諮問日：令和4年2月14日（令和3年度（最情）諮問第54号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（最情）答申第10号）

件名：裁判所の女性職員に宿直を担当させない理由が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所の女性職員には一切、宿直を担当させない理由が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年1月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則において準用する人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下「本件規則」という。）14条4項において、各省各庁の長は、本件規則13条1項3号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務に関する規程において、人事院の定める事項を定めなければならないとされ、平成6年7月27日付け職職一328人事院事務総長通知「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」第10宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係2の(3)

において、上記人事院の定める事項として当直勤務に従事する職員の範囲が規定されている。裁判所が行う宿直勤務は、本件規則13条1項3号に掲げる勤務と解されており、このため宿直勤務に関する規程において、宿直勤務に従事する職員の範囲を定める必要がある。

2 裁判所においては、最高裁人能第285号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等について」記第2により、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律13条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることに関する事項に関する権限を職員が勤務する各裁判所に委任している。各裁判所は、この権限に基づき、各裁判所の実情に応じて宿直勤務に従事する職員の範囲を定めており、最高裁判所において、宿直勤務に従事する職員の範囲を定める必要はない。

なお、最高裁判所は、下級裁判所の宿直勤務に関する規程の報告を下級裁判所に求めているため、下級裁判所の宿直勤務に関する規程も保有していない。念のため、最高裁判所内において、本件対象文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和4年2月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月19日 | 審議 |
| ④ | 同年6月17日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 本件規則14条4項によれば、各省各庁の長は、本件規則13条1項3号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務に関する規程において、人事院の定める事項を定めなければならないとされ、当直勤務に従事する職員の範囲は、上

記人事院の定める事項とされている（平成6年7月27日付け職職一328人事院事務総長通知「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」第10宿直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係2の(3)）。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所における宿直勤務は、本件規則13条1項3号に掲げる勤務と解され、そのため、裁判所は、宿直勤務に関する規程において、宿直勤務に従事する職員の範囲を定める必要があること、裁判所においては、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律13条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることに関する事項についての権限を、職員が勤務する各裁判所に委任していること（最高裁人能第285号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等について」記第2）、各裁判所は、この権限に基づき、各裁判所の実情に応じて宿直勤務に従事する職員の範囲を定めていること、最高裁判所においては、下級裁判所の宿直勤務に関する規程に係る報告を下級裁判所に求めていることが認められる。

上記確認結果を踏まえれば、裁判所においては、宿直勤務に従事する職員の範囲について、各裁判所の実情に応じて定められていることから、最高裁判所において、宿直勤務に従事する職員の範囲を定める必要はなく、下級裁判所の宿直勤務に関する規程も保有していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子